

幸区市民活動交流イベント実行委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、幸区市民活動交流イベント事業実施要綱第5条に基づき設置する幸区市民活動交流イベント実行委員会（以下「実行委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 所掌事項は、次に定めるものとする。

- (1) 交流イベントの企画及び運営に関すること
- (2) 交流イベントの広報に関すること
- (3) その他、交流イベントの実施のために必要なこと

(組織)

第3条 実行委員会の委員は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 参加する市民活動団体から選出された者
- (2) その他、特に区長が認めた者

(委員長及び副委員長)

第4条 実行委員会には、委員長及び副委員長を置くものとし、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、実行委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(委員会の招集)

第5条 実行委員会は、委員長が招集する。

(事務局)

第6条 実行委員会の事務局は、幸区役所まちづくり推進部地域振興課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。